

(令和7年度補正予算)

佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ設備投資促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、エネルギー価格が高騰する中、県内中小企業の省エネ設備等の導入や更新を支援することにより、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーコストの低減など脱炭素経営の推進を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下ア～ウのいずれかに該当する者をいう。

ア 会社・個人

業種	要件(いずれかを満たす)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業(以下以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

イ 組合関連

組織形態	常時使用する従業員数
企業組合	300人以下
協業組合	
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	
商工組合、商工組合連合会	
信用協同組合	

ウ 特別の法律により設立された組合又はその連合会

直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者に該当する者である者

組織形態	常時使用する従業員数
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	300人以下
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	
酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

(2) 大企業とは、前号に規定する者以外の者をいう。

(3) 補助事業とは、補助金の交付の対象となる事業であって、計画の内容及び補助金の交付の適否について、知事が適当と認めた事業をいう。

(4) 補助対象者とは、補助金の対象となる事業者をいう。

(5) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者とする。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。

(1) 農林漁業者(※1)(日本標準産業分類における、大分類A-農業、林業又は大分類B-漁業に該当する事業者)

(2) 医療福祉業者(※1)(日本標準産業分類における、大分類P-医療、福祉に該当する事業者)

(3) 発行済株式の総数又は出資金額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

(4) 発行済株式の総数又は出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している事業者

(5) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(6) 法人県民税、法人事業税(個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税)等、納付すべき税金を滞納している事業者

(※1) 農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象とする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年(1991年)法律

第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の第 2 号から第 7 号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第 4 条 本補助金では、次表に掲げる設備導入事業を補助対象とする。

対 象 設 備
温室効果ガスの排出量削減が見込まれる省エネ設備等 (新規導入、既存設備の改良や見直しも含む)
対 象 外 設 備
・リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備、及び複数の事業者で共有する設備 ・太陽光発電設備、蓄電池、地中熱空調設備、車両

※ 補助事業の対象として認められない経費は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(補助金の補助率、補助金額及び補助対象経費)

第 5 条 補助金の補助率及び補助金額は、次表のとおりとする。

補助率	補助金額
補助対象経費 (税抜) の 3 分の 2 以内 ※事業費 (補助対象経費 (税抜)) が 300 万円 以上であること	上限 金 1,000 万円 下限 金 200 万円

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助事業の対象として認められる経費は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

4 補助事業の対象として認められない経費は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

5 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

6 補助対象経費のうち、補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、

補助事業者の利益等相当分を排除した製造原価又は取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限及び提出部数は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書を受理した日から30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更又は補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年（2012年）10月9日付け）に基づき、県内中小企業者からの調達に努めること。

(4) 補助事業を廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、県の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。

(7) 補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後2年間、県の要請に応じ、県内全体に脱炭素経営等の取組を波及させることを目的とした県が実施する取組へ協力すること。

(8) 補助事業の効果について、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった

日の属する会計年度の終了後2年間、財務状況の変化や補助事業の効果等について、県からの情報提供要請に応じること。

- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとし、その提出部数は1部とする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の廃止の承認を受けようとする場合の廃止の承認申請書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

#### (申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日間とする。

- 2 前項の取下げに関する届出書は、様式第4号のとおりとする。

#### (権利譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (状況報告)

第11条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

#### (実績報告)

第12条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後1か月以内又は令和9年2月19日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

#### (補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第2項の提出を受けたときには、検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付)

第 14 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、規則第 16 条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でないときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき。
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (5) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (6) 補助事業者について第 3 条第 2 項各号及び第 3 項の規定に該当すると判明したとき。
- (7) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (8) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則、要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき。

2 知事は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 6 号別紙 3 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、第 17 条の規定に基づきその収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数とする。

2 処分制限期間内において、補助対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る県補助金を知事に返還しなければならない。

(収益納付)

第 18 条 知事は、補助事業者が補助事業の実施により事業期間内に相当の収益が生じたと認められたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(報告)

第 19 条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 事業者の名称の変更及び住所（所在地）、代表者の変更を行ったとき。
- (2) 知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 9 日から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助事業の対象として認められる経費

区分	内容
設計費	設備の設置・改良等に向けた設計に要する経費
設備費	設備の購入及び製造等に要する経費
工事費	設備の設置・改良等に要する経費
その他	温室効果ガスの排出量削減に有効なその他の経費

別表第2（第5条関係）

補助事業の対象として認められない経費

交付決定日より前に発注又は購入、契約等を実施したものに係る経費
温室効果ガスの排出量削減に関係がない機能等の追加に係る経費
予備又は将来用のものに要する経費
土地の取得に係る経費
賃借料
リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共有する設備に係る経費
撤去費、処分費
修理費、当初機能の回復に係る経費
振込手数料等金銭の授受に要する経費
収入印紙代、各種保険料
本補助金の交付申請のための書類作成・送付に係る経費
内訳が不明瞭な経費
消費税及び地方消費税相当額
上記のほか、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費